

平成 25 年（2013 年）8 月 1 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係  
TEL728-2111

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
NPO法人 心の灯り	東京都港区海岸 3-2-12	03-4431-3840

### 1 市民からの相談件数（平成 25 年 8 月 1 日現在）

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 25 年 7 月 22 日

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
80 代男性	以前違法わいせつ物を購入したとの告発通知書が届いた。告発を止めることができる、電話連絡をとることだが身に覚えなく不審。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 相談専用電話番号は 011-728-2121 です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

# 告発通知

（以下「貴殿」という。）が以前購入した違法わいせつ物（無修正映像・児童ポルノ等）の製造・販売に関与した数グループが当団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけにより、平成24年10月に組織的処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、わいせつ物頒布等の罪により警視庁に摘発されました。

このたび、被害者女性及び被害者児童の保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠（購入履歴・金融機関履歴等）を公的機関に提出し告発します。

告発後、貴殿に対し警視庁及び管轄警察署から事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることになります。

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

## 刑法

### 第一七五条

1 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を科料する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、行為を反省し改心する事を誓い、被害者に対して謝罪の気持ちがあるなら、告発を取り止めることもできます。

告発を取り止めたい者は平成●年●月●日（●）までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者とのかかわりや、啓発・提言活動を通じて、性的搾取や労働力搾取を目的とした人身取引問題に取り組み、日本を人身取引問題のない社会にすることを目指しています。

NPO法人 心の灯り

東京都港区海岸3-2-12 安田芝浦第二 7F

受付時間 平日午前10時～午後5時

03-4431-3840

顧問弁護士